



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年 1月12日火曜日 第2738号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則..... (林業政策課) 6

告 示

医療機関の指定..... (保健福祉課) 7

施術機関の指定..... (") 7

指定医療機関の変更..... (") 8

指定医療機関の廃止の届出..... (") 8

指定医療機関の辞退..... (") 8

介護機関（居宅介護事業者）の指定..... (") 8

介護機関（介護予防事業者）の指定..... (") 8

指定医療機関（指定訪問看護事業者等）の変更..... (") 8

指定介護機関（居宅介護事業者）の変更..... (") 9

肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) 9

林業用種苗生産事業者の変更登録..... (森林整備課) 9

保安林予定森林（2件）..... (") 9

保安林の指定の解除..... (")10

急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課)10

公共測量の実施の通知..... (道路維持課)10

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... (都市計画課)10

委任した指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更..... (建築住宅課)10

土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課)11

指定障害福祉サービス事業者の指定..... (中予地方局地域福祉課)11

道路の区域変更（県道松山東部環状線）..... (中予地方局管理課)11

道路の供用開始（県道砥部伊予松山線）..... (")12

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課)12

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (南予地方局八幡浜支局環境保全課)12

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... (男女参画・県民協働課)15

土地の売払い..... (森林整備課)15

規 則

○愛媛県規則第1号

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

愛媛県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年愛媛県規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(貸付限度額並びに償還の期間及び方法)				(貸付限度額並びに償還の期間及び方法)			
第2条 省略				第2条 省略			
2 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。				2 貸付金の償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。			
貸付金の区分		償還期間	据置期間	貸付金の区分		償還期間	据置期間
1 山村振興法（昭和40年法律第64号） 第8条の6第1項に規定する資金		12年以内	5年以内				

2	省略		
3	省略		
4	省略		
5	省略		
6	省略		
7	省略		
8	省略		
9	省略		

3 省略

(県貸付金の貸付けの手續等)

第14条 省略

2・3 省略

4 第1条第2項の貸付けに係る資金(以下「県貸付金」という。)の償還期間は、16年(4年(山村振興法第8条の6第1項、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第1項、農商工等連携促進法第13条第2項又は六次産業化法第10条第2項に規定する資金に係る県貸付金にあっては、6年)以内の据置期間を含む。)以内とする。

5～9 省略

1	省略		
2	省略		
3	省略		
4	省略		
5	省略		
6	省略		
7	省略		
8	省略		

3 省略

(県貸付金の貸付けの手續等)

第14条 省略

2・3 省略

4 第1条第2項の貸付けに係る資金(以下「県貸付金」という。)の償還期間は、16年(4年(_____ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第11条第1項、農商工等連携促進法第13条第2項又は六次産業化法第10条第2項に規定する資金に係る県貸付金にあっては、6年)以内の据置期間を含む。)以内とする。

5～9 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第18号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
新居浜市医師会内科・小児科急患センター	新居浜市一宮町一丁目13番52号	平成27年 7月 1日
新居浜市医師会大島診療所	新居浜市大島甲1542	平成27年 7月 1日
新居浜市医師会別子山診療所	新居浜市別子山乙241番地6	平成27年 7月 1日
こにしクリニック	新居浜市庄内町一丁目13-35	平成27年 7月 1日

浜 本 内 科	新居浜市西の土居町二丁目6番22号	平成27年 7月 1日
星 島 整 形 外 科 医 院	新居浜市庄内町四丁目1番57号	平成27年 7月 1日
桑 嶋 ク リ ニ ッ ク	新居浜市坂井町三丁目6番3号	平成27年 7月 1日
せ ん ば 眼 科	新居浜市前田町8番8号イオンモール新居浜2階	平成27年 7月 1日
直 野 良 信 歯 科 医 院	新居浜市中西町2 - 6	平成27年 7月 1日
青 野 歯 科 医 院	新居浜市庄内町一丁目8番35号	平成27年10月14日
アイン薬局四国中央店	四国中央市上分町734 - 3	平成27年11月 1日
サ ン ア イ 調 剤 薬 局	伊予郡松前町大字北黒田字石山185 - 12	平成27年11月12日

○愛媛県告示第19号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

施 術 機 関		施 術 所		指定年月日
氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
永 長 雄 一 郎	-	ながおさ接骨院	今治市常盤町八丁目3 - 10	平成27年12月 3日

○愛媛県告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(変更後) レイ薬局グラン重信店	東温市野田三丁目1-13	平成27年12月1日
(変更前) メディコ21薬局・重信店		

○愛媛県告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人社団マリナ会	上浮穴郡久万高原町久万292番地の6	西本医院	上浮穴郡久万高原町久万292番地の6	平成27年11月1日

○愛媛県告示第24号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（介護予防事業者）を次のように指定した。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
医療法人社団マリナ会	上浮穴郡久万高原町久万292番地の6	西本医院	上浮穴郡久万高原町久万292番地の6	平成27年11月1日

○愛媛県告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定訪問看護事業等を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
医療法人十全会	新居浜市角野新田町1-1-28	訪問看護ステーションれんげの会	(変更後) 新居浜市中萩町9番52号	平成27年11月16日
			(変更前) 新居浜市角野新田町一丁目1番28号	

○愛媛県告示第26号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地が次のように変更された。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
特定非営利活動法人花園	宇和島市津島町岩松830番地	（変更後） デイサービス蓮家	（変更後） 宇和島市津島町高田丙70番	平成27年4月1日
		（変更前） 指定通所介護事業所花園	（変更前） 宇和島市津島町上畑地甲678番地	

○愛媛県告示第27号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成33年12月18日	愛媛県第1219号	炭酸カルシウム肥料	苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 ＜溶性 苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2
平成33年12月18日	愛媛県第1220号	炭酸カルシウム肥料	粒状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 ＜溶性 苦土 10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第28号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録変更の届出があった。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中村時広

- 変更に係る事項

生産事業者
久万広域森林組合に係る次の事項
事業所の名称及び所在地
生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所
- 変更の内容

事業所の名称及び所在地
変更前 久万広域森林組合
上浮穴郡久万高原町久万265番地3
久万広域森林組合久万支所
上浮穴郡久万高原町久万265番地3
久万広域森林組合面河支所
上浮穴郡久万高原町渋草2296番地
久万広域森林組合美川支所
上浮穴郡久万高原町上黒岩2913番地
久万広域森林組合柳谷支所
上浮穴郡久万高原町柳井川2197番地
久万広域森林組合小田支所

- 喜多郡内子町小田81番地
変更後 久万広域森林組合
上浮穴郡久万高原町久万265番地3
生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所
変更前 上浮穴郡久万高原町
喜多郡内子町
変更後 上浮穴郡久万高原町

○愛媛県告示第29号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
松山市吉木甲984、乙330、乙332、乙333、乙334の1、乙334の2
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
吉木甲984・乙334の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第30号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中村時広

- 保安林予定森林の所在場所
松山市上怒和乙290の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を愛媛県庁及び松山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第31号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除に係る保安林の所在場所

西条市黒瀬字松ノ尾乙796・荒川字コウ子甲47（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

送電変電設備用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第32号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

大谷口B

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線、標柱10号と標柱11号を市道浜・杖ノ窪線南側官民境界線で結んだ線、標柱11号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
大洲市	長浜町今坊	乙585番 1	1号, 2号
		乙550番 2	3号
		乙547番 1	4号
		甲503番 1	5号
		甲502番 10	6号, 7号
		甲493番 2	8号, 9号, 10号
		甲483番 2	11号
		甲482番 1	12号, 13号

上組

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線、標柱14号と標柱15号を主要地方道野村城川線北側官民境界線で結んだ線、標柱15号と標柱16号を結んだ線及び標柱16号と標柱1を結んだ線に囲まれた区域

市 町		地 番	標 柱
西予市	城川町田穂	1267番	1号
		1268番	2号
		1257番	3号
		1256番	4号
		1269番	5号
		1168番	6号
		1215番	7号
		1213番	8号, 9号
		1208番	10号
		1205番	11号
		1195番	12号
		1193番	13号
		1176番	14号
		1164番	15号
		1271番	16号

○愛媛県告示第33号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量（基準点測量）

2 作業期間 平成28年 1月12日から
3月25日まで

3 作業地域 西条市（一部）

○愛媛県告示第34号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、今治広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第35号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 名称及び住所

株式会社グッド・アイズ建築検査機構
東京都新宿区百人町二丁目16番15号

2 変更する構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(1) 変更前

名 称	事務所の所在地
新宿本店構造判定室	東京都新宿区百人町二丁目16番15号
構造判定室横浜事務所	神奈川県横浜市中区尾上町4番57号

(2) 変更後

名 称	事務所の所在地
新宿本店構造判定室	東京都新宿区百人町二丁目16番15号
構造判定室横浜事務所	神奈川県横浜市中区尾上町4丁目57番地

3 変更年月日

平成28年 1月 4日

○愛媛県告示第36号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市北条土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 1月12日

愛媛県東予地方局長 渡瀬 賢治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 山 久 智	西条市北条243番地
"	岩 田 哲 雄	西条市北条1052番地
"	岡 田 建 夫	西条市北条621番地

"	越 智 兼 正	西条市北条926番地 1
"	武 方 汎	西条市北条519番地 2
"	渡 部 一 郎	西条市北条1626番地 5
"	越 智 新 悟	西条市北条686番地 1
"	西 山 利 勝	西条市北条471番地 6
"	戸 田 哲 也	西条市北条378番地 4
"	徳 永 大 宜	西条市北条1545番地
"	吉 岡 勲	西条市周布 2番地 3
"	川 原 博 行	西条市北条1334番地 2
"	高 橋 建 悟	西条市北条1358番地 2
監 事	藤 岡 進 一	西条市北条1115番地 1
"	香 河 立 男	西条市北条247番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	西 山 久 智	西条市北条243番地
"	越 智 廣 幸	西条市北条1128番地
"	神 野 眞 哉	西条市北条565番地 1
"	戸 田 哲 也	西条市北条378番地 4
"	吉 岡 勲	西条市周布 2番地 3
"	岩 田 哲 雄	西条市北条1052番地
"	川 原 郷 一	西条市北条1318番地
"	徳 永 博 史	西条市北条259番地
"	元 山 茂 記	西条市北条673番地
"	徳 永 幸 樹	西条市北条1660番地 3
"	山 内 秀 人	西条市北条505番地
"	高 橋 建 悟	西条市北条1358番地 2
"	豊 嶋 睦	西条市北条1149番地 3
監 事	藤 岡 進 一	西条市北条1115番地 1
"	長 野 芳 紀	西条市北条1639番地 5

○愛媛県告示第37号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成28年 1月12日

愛媛県中予地方局長 藤井 晃一

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3811500440	特定非営利活動法人 ゆうき	東温市西岡264-1	岩井雄樹	就労継続支援A型	ゆうき	東温市西岡264-1	平成27年 12月1日

○愛媛県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	松山東部環状線	松山市東野一丁目甲101番9から 同市東野二丁目甲213番地先まで	旧	メートル 5.0~34.5	キロメートル 0.290	
			新	5.0~34.5	0.290	

○愛媛県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	砥部伊予松山線	松山市高岡町28番2	平成28年 1月12日
"	"	松山市高岡町64番15から 同町67番2まで	"

○愛媛県告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成28年 1月12日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
27中局建（開）第35号 平成27年12月24日	伊予郡松前町大字筒井字東銀杏555番1、555番3、555番4、555番5、555番6、555番7、555番8、555番9、555番10、555番3南側地先里道、大字浜字一町六反846番1、846番1北側地先水路	香川県高松市林町2217番地50 ミサワホーム四国株式会社 代表取締役 下 山 隆

○愛媛県告示第41号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び八幡浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成28年 1月12日

愛媛県八幡浜保健所長 河 野 英 明

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
国道197号松柏トンネル建設工事
大林組・奥村組土木興業・浅田組共同企業体
東京都港区港南2丁目15番2号
株式会社大林組
取締役社長 白石 達
- 2 事業場の名称及び所在地
国道197号 松柏トンネル建設工事
愛媛県八幡浜市郷2丁目地内
- 3 特定施設に関する事項
パッチャープラント

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第55号生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
特定施設の能力	14立方メートル/時
工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工20日後
使用開始の予定年月日	完成の翌日

特定施設の使用時間間隔	0時～24時間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	7.5時間（1.5時間×5回）	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 10.0～13.0 最大 10.0～13.0
	生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 10.0
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3.0 最大 5.0
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5,000 最大 10,000
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 1.6 最大 2.0	

自動式車両洗浄施設

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第71号 自動式車両洗浄施設
---------	---

特定施設の能力	200台/日	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工3日後	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	8時～12時、13時～17時 連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0～8.0 最大 7.0～8.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 4.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 6.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 450
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1.0 最大 1.5

備考 循環させて使用する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

前処理槽 (pH調整)

工事着手予定年月日	許可後直ちに
工事完成予定年月日	着工3日後
使用開始予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	前処理槽
処理施設の型式	希硫酸中和処理
処理施設の構造	鋼板製、スクリュウ及び電動機
処理施設の主要寸法	縦 1.5メートル 横 1.5メートル 高さ 1.5メートル
処理施設の能力	15立方メートル/時
汚水等の処理の方式	pH中和処理

処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0～13.0 最大 10.0～13.0	通常 10.0～11.0 最大 10.0～11.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 5.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5,000 最大 10,000	通常 5,000 最大 10,000
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量	通常 4.8 最大 6.0	通常 4.8 最大 6.0

備考 バッチャープラント、トラックミキサー洗浄施設からの排水を処理する。

汚水処理施設 (郷側)

工事着手予定年月日	許可後直ちに
工事完成予定年月日	着工3日後
使用開始予定年月日	完成の翌日
処理施設の種類	濁水処理施設
処理施設の型式	スギジェット式シクナー
処理施設の構造	鋼板製
処理施設の主要寸法	縦 5.5メートル 横 2.0メートル 高さ 2.5メートル
処理施設の能力	15立方メートル/時
汚水等の処理の方式	凝集沈殿 + pH中和処理
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	な し

処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~11.0 最大 10.0~11.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 5.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5,000 最大 10,000	通常 25 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 4.8 最大 6.0	通常 4.8 最大 6.0

備考 前処理槽(pH調整)にて汚水の処理を行い、処理水の一部を作業水として再利用する。

沈殿槽(車両洗浄施設)

工事着手予定年月日	許可後直ちに		
工事完成予定年月日	着工3日後		
使用開始予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	沈殿槽		
処理施設の型式	凝集沈殿		
処理施設の構造	鋼板		
処理施設の主要寸法	縦4.8メートル 横2.2メートル 高さ0.9メートル		
処理施設の能力	容量9.5立方メートル		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿		
処理施設の使用時間間隔	8時~12時、13時~17時 連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	8時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0	通常 7.0~8.0 最大 7.0~8.0

汚染状態の値	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 4.0	通常 2.0 最大 4.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 4.0 最大 6.0	通常 4.0 最大 6.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 450	通常 300 最大 350
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0	通常 1.0 最大 2.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 1.0 最大 1.5	通常 1.0 最大 1.5

備考 処理水は、循環利用させて使用する。

濁水処理施設(入寺側)

工事着手予定年月日	許可後直ちに		
工事完成予定年月日	着工3日後		
使用開始予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	濁水処理施設		
処理施設の型式	スギジェット式シックナー		
処理施設の構造	鋼板製		
処理施設の主要寸法	縦5.0メートル 横2.3メートル 高さ2.4メートル		
処理施設の能力	30立方メートル/時		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿 + pH中和処理		
処理施設の使用時間間隔	0時~24時 連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.0~11.0 最大 9.0~11.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
汚染状態の値	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 5.0

浮遊物質量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 1,500 最大 2,000	通常 13 最大 17
窒素含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 5.0 最大 7.0	通常 5.0 最大 7.0
りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.075 最大 1.0	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 123.4 最大 276.0	通常 123.4 最大 276.0

備考 坑外雑用水、坑内作業及び湧水の処理を行い、処理水の一部を作業水として再利用する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 放流口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 50
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 4.8 最大 6.0

No.2 放流口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 13 最大 17
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 7.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.075 最大 1.0
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 90.6 最大 235.0

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成27年12月22日	NPO法人 えひめシニア支援ネットワーク	松 本 政 清	喜多郡内子町内子3345番地	この法人は、高齢者が医療・介護・法律・税務等の専門家とのネットワークにより、活力ある安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成28年 1月12日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地の売払い

(2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

所在地	地目	地積	予定価格
上浮穴郡久万高原町河の子157番地外4筆	畑 雑種地 山 林	1,994㎡	119,681円

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成28年1月12日（火）から平成28年1月26日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県農林水産部森林局森林整備課公有林整備係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 （089）912 2602

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、平成28年1月26日（火）午後5時15分までに、イに掲げる場所に到着すること。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書及び入札参加申込書の交付場所並びに問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成28年1月18日（月） 午前11時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成28年2月9日（火） 午前11時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県上浮穴郡久万高原町久万571番地の1

愛媛県久万高原庁舎 2階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。